別添

**公益財団法人全日本柔道連盟　女子柔道振興特別委員会運営内規**

（目的）

第１条　この特別委員会は、日本女子柔道が当面する様々な課題、すなわち女子柔道人

口の拡大、女子柔道選手の育成、女子柔道指導者が活躍する場の創出、女性幹

部を登用するなどの人事面の改革等に取り組み、女子柔道をより活性化する方

策を推進することにより、日本柔道界全体の発展、延いては日本の女子スポー

ツの発展に寄与することを目的として設置する。

（特別委員会の構成）

第２条　特別委員会は、次に掲げる者により構成する。

（１）委員長１名

（２）副委員長１名

（３）委員７～８名

（４）顧問若干名

（委員長の選任）

第３条　委員長は会長が委嘱する。

（委員の選任）

第４条　委員の選任は、委員長が推挙する者で、原則として年齢が７０歳未満である者

のうちから会長が委嘱する。

（顧問の選任）

第５条　特に専門的知識、または経験を要する事項の審議に資するため、委員会に顧問

を置くことができる。顧問は、年齢を問わず委員長が推挙する者のうちから会

長が委嘱する。この場合において、会員登録を受けていない者であっても顧問

とすることができる。

　　２．顧問は、委員長の求めに応じ、必要のあるときに、委員会に出席し、あるいは

委員会の活動に参加するものとする。

（会議への出席）

第６条　会長、副会長、専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることが

できる。

（会議の開催）

第７条　特別委員会は、委員長が議事を司り、概ね３ヶ月に１回開催する。

（特別委員会の取り組み）

第８条　特別委員会は、次のことについて検討し、必要に応じ理事会・関係委員会等に

　　　　提言する

（１）女子柔道競技者の現状実態に関すること。

（２）女子柔道の競技者人口拡大に関すること。

（３）女性指導者（含審判）の育成と活躍の場に関すること。

（４）女性幹部の登用等（地位向上・職域拡大）に関すること。

（５）男女間の差別の解消に関すること。

（６）その他女子柔道振興に関わる事項。

（設置期間）

第９条　特別委員会の設置期間は、設置から概ね１年間とする。

（改廃）

第１０条　この内規の改廃は、会長の決裁を経て行う。

付則

１．この内規は、平成２７年１２月９日から施行する。